

# 商工労働観光常任委員会関係

## 山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行				改 正 案									
別表				別表									
区分	項目	単位		金額		区分	項目	単位		金額			
試験	強度	—略—				試験	強度	—略—					
	試験	土木建設材 料	1 試	1 試	2,460		2,180	試験	土木建設材 料	1 試	1 項	2,180	
			験	料						験	目		
	—略—						—略—						
	試験	土木建設製 品	1 試	1 試	5,860		3,310	試験	土木建設製 品	1 試	1 試	3,310	
			験	料						験	料		
	—略—						—略—						
	共通物性試験		1 試	24時	29,500		13,400	共通物性試験		1 試	1 試	13,400	
			験	間				験	料				
	精密測定試験		1 試	1 試	4,630		3,640	精密測定試験		1 試	1 試	3,640	
		験	料	験		料							
非破壊試験		1 試	1 試	14,300	9,800	非破壊試験		1 試	1 試	9,800			
		験	料			験	料						
顕微鏡試験		1 試	1 試	7,380	7,390	顕微鏡試験		1 試	1 試	7,390			
		験	料			験	料						
—略—						—略—							
—略—				—略—									
加工	木材乾燥	1 時 間		740円	760円	加工	木材乾燥	1 時 間		760円			
	—略—						—略—						
	試料加工	30分		2,420 円	2,430 円		試料加工	30分		2,430 円			
	—略—						—略—						
	試料成形	1 時 間		5,900 円	6,210 円		試料成形	1 時 間		6,210 円			
—略—						—略—							
—略—				—略—									
備考 1 —略—				備考 1 —略—									
2 —略—				2 <u>非破壊試験に係る手数料の額の範囲は、測定時間が1時間を超える場合に限り、9,800円にその1時間を超える測定時間30分につき4,000円を加算した額以下とする。</u>									
3 —略—				3 —略—									

## 山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案																								
別表	別表																								
1 一略—	1 一略—																								
2 設備	2 設備																								
次に掲げる設備の種別に応じ、それぞれ次に掲げる金額の範囲内で、各設備ごとに知事が定める額	次に掲げる設備の種別に応じ、それぞれ次に掲げる金額の範囲内で、各設備ごとに知事が定める額																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測分析設備</td> <td>1 時間当 たり</td> <td>7,290円</td> </tr> <tr> <td>加工設備</td> <td></td> <td>16,680円</td> </tr> <tr> <td>視聴覚設備</td> <td></td> <td>610円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	金額	計測分析設備	1 時間当 たり	7,290円	加工設備		16,680円	視聴覚設備		610円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測分析設備</td> <td>1 時間当 たり</td> <td>7,290円</td> </tr> <tr> <td>加工設備</td> <td></td> <td>18,720円</td> </tr> <tr> <td>視聴覚設備</td> <td></td> <td>610円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	金額	計測分析設備	1 時間当 たり	7,290円	加工設備		18,720円	視聴覚設備		610円
種別	単位	金額																							
計測分析設備	1 時間当 たり	7,290円																							
加工設備		16,680円																							
視聴覚設備		610円																							
種別	単位	金額																							
計測分析設備	1 時間当 たり	7,290円																							
加工設備		18,720円																							
視聴覚設備		610円																							
備考 一略—	備考 一略—																								

山形県総合文化芸術館条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行

改 正 案

別表第 2

別表第 2

1 施設等

1 施設等

区分			金額					
			午前 9時 から 正午 まで	午後 1時 から 午後 5時 まで	午後 6時 から 午後 10時 まで	午前 9時 から 午後 5時 まで	午後 1時 から 午後 10時 まで	午前 9時 から 午後 10時 まで
大 ホ ー ル	全 席 使 用	土 曜 日 等	43,100円	62,100円	79,900円	105,200円	142,000円	185,100円
		上 記 以 外 の 日	35,600円	53,200円	67,100円	88,800円	120,300円	155,900円
1 階 席 及 び 2 階 席 使 用	土 曜 日 等	1 階 席 及 び 2 階 席 使 用	34,400円	49,600円	63,900円	84,000円	113,500円	147,900円
		上 記 以 外 の 日	28,400円	42,500円	53,600円	70,900円	96,100円	124,500円
1 階 席 の 使 用	土 曜 日 等	1 階 席 の 使 用	30,100円	43,400円	55,900円	73,500円	99,300円	129,400円
		上 記 以 外 の 日	24,900円	37,200円	46,900円	62,100円	84,100円	109,000円
ホ ワ イ							1 平 方 メ ー ト	

区分			金額					
			午前 9時 から 正午 まで	午後 1時 から 午後 5時 まで	午後 6時 から 午後 10時 まで	午前 9時 から 午後 5時 まで	午後 1時 から 午後 10時 まで	午前 9時 から 午後 10時 まで
大 ホ ー ル	全 席 使 用	土 曜 日 等	48,300円	69,600円	89,500円	117,900円	159,100円	207,400円
		上 記 以 外 の 日	39,900円	59,600円	75,200円	99,500円	134,800円	174,700円
1 階 席 及 び 2 階 席 使 用	土 曜 日 等	1 階 席 及 び 2 階 席 使 用	38,600円	55,700円	71,600円	94,300円	127,300円	165,900円
		上 記 以 外 の 日	31,900円	47,700円	60,200円	79,600円	107,900円	139,800円
1 階 席 の 使 用	土 曜 日 等	1 階 席 の 使 用	33,800円	48,700円	62,700円	82,500円	111,400円	145,200円
		上 記 以 外 の 日	27,900円	41,700円	52,600円	69,600円	94,300円	122,200円
ホ ワ イ							1 平 方 メ ー ト	

エ の み 使 用							ル 当 た り 70円
小楽屋 1		700	900	900	1,60	1,80	2,50
小楽屋 2		円	円	円	0円	0円	0円
小楽屋 3		400	500	500	900	1,00	1,40
小楽屋 4		円	円	円	円	0円	0円
中楽 屋 1	全 部 使 用	600	800	800	1,40	1,60	2,20
		円	円	円	0円	0円	0円
	分 割 使 用	300	400	400	700	800	1,10
		円	円	円	円	円	0円
中楽屋 2		400	600	600	1,00	1,20	1,60
中楽屋 3		円	円	円	0円	0円	0円
大楽屋 1		900	1,20	1,20	2,10	2,40	3,30
		円	0円	0円	0円	0円	0円
大楽屋 2		700	900	900	1,60	1,80	2,50
大楽屋 3		円	円	円	0円	0円	0円
スタジオ 1		5,20	6,40	6,40	11,6	12,8	18,0
		0円	0円	0円	00円	00円	00円
スタ ジ オ 2	全 部 使 用	5,80	7,00	7,00	12,8	14,0	19,8
		0円	0円	0円	00円	00円	00円
	分 割 使 用	2,90	3,50	3,50	6,40	7,00	9,90
		0円	0円	0円	0円	0円	0円
練習室 1		3,20	3,90	3,90	7,10	7,80	11,0
		0円	0円	0円	0円	0円	00円
練習室 2		1,70	2,10	2,10	3,80	4,20	5,90
		0円	0円	0円	0円	0円	0円
練習室 3		1,70	2,00	2,00	3,70	4,00	5,70
		0円	0円	0円	0円	0円	0円
練習室 4		500	600	600	1,10	1,20	1,70
		円	円	円	0円	0円	0円
会議室 1		1,20	1,40	1,40	2,60	2,80	4,00
会議室 2		0円	0円	0円	0円	0円	0円
会議室 3							

エ の み 使 用							ル 当 た り 78円
小楽屋 1		800	1,00	1,00	1,80	2,00	2,80
小楽屋 2		円	0円	0円	0円	0円	0円
小楽屋 3		400	600	600	1,00	1,20	1,60
小楽屋 4		円	円	円	0円	0円	0円
中楽 屋 1	全 部 使 用	700	900	900	1,60	1,80	2,50
		円	円	円	0円	0円	0円
	分 割 使 用	400	500	500	900	1,00	1,40
		円	円	円	円	0円	0円
中楽屋 2		400	700	700	1,10	1,40	1,80
中楽屋 3		円	円	円	0円	0円	0円
大楽屋 1		1,00	1,30	1,30	2,30	2,60	3,60
		0円	0円	0円	0円	0円	0円
大楽屋 2		800	1,00	1,00	1,80	2,00	2,80
大楽屋 3		円	0円	0円	0円	0円	0円
スタジオ 1		5,80	7,20	7,20	13,0	14,4	20,2
		0円	0円	0円	00円	00円	00円
スタ ジ オ 2	全 部 使 用	6,50	7,80	7,80	14,3	15,6	22,1
		0円	0円	0円	00円	00円	00円
	分 割 使 用	3,30	3,90	3,90	7,20	7,80	11,1
		0円	0円	0円	0円	0円	00円
練習室 1		3,60	4,40	4,40	8,00	8,80	12,4
		0円	0円	0円	0円	0円	00円
練習室 2		1,90	2,40	2,40	4,30	4,80	6,70
		0円	0円	0円	0円	0円	0円
練習室 3		1,90	2,20	2,20	4,10	4,40	6,30
		0円	0円	0円	0円	0円	0円
練習室 4		600	700	700	1,30	1,40	2,00
		円	円	円	0円	0円	0円
会議室 1		1,30	1,60	1,60	2,90	3,20	4,50
会議室 2		0円	0円	0円	0円	0円	0円
会議室 3							

ロビー		1 平 方メ ート ル当 たり 70円
ピロティ		1 平 方メ ート ル当 たり 10円
イベント 広場		1 平 方メ ート ル当 たり 10円
規則で定 める設備	規則で定める設備ごとに規則 で定める額	

備考

- 1 ー略ー
  - 2 大ホール（ホワイエのみを使用する場合を除く。次項において同じ。）の使用者が入場料金（いずれの名義であるかを問わず、入場者から領収する入場の対価をいう。以下同じ。）を領収する場合において、入場料金の額が1,000円以上3,000円未満のときはこの表に掲げる額（以下「基本額」という。）の1.5倍に相当する額、入場料金の額が3,000円以上5,000円未満のときは基本額の2倍に相当する額、入場料金の額が5,000円以上7,000円未満のときは基本額の2.5倍に相当する額、入場料金の額が7,000円以上のときは基本額の3倍に相当する額とする。
  - 3 専ら練習、準備又は後始末のため大ホールを使用する場合は、全席を使用した場合の基本額の2分の1に相当する額とする。
  - 4～7 ー略ー
- 2 ー略ー

ロビー		1 平 方メ ート ル当 たり 78円
ピロティ		1 平 方メ ート ル当 たり 11円
イベント 広場		1 平 方メ ート ル当 たり 11円
規則で定 める設備	規則で定める設備ごとに規則 で定める額	

備考

- 1 ー略ー
  - 2 使用者が入場料金（いずれの名義であるかを問わず、入場者から領収する入場の対価をいう。以下同じ。）を領収する場合において、入場料金の額が1,000円以上3,000円未満のときはこの表に掲げる額（以下「基本額」という。）の1.5倍に相当する額、入場料金の額が3,000円以上5,000円未満のときは基本額の2倍に相当する額、入場料金の額が5,000円以上7,000円未満のときは基本額の2.5倍に相当する額、入場料金の額が7,000円以上のときは基本額の3倍に相当する額とする。
  - 3 専ら練習、準備又は後始末のため大ホール（ホワイエのみを使用する場合を除く。）を使用する場合は、全席を使用した場合の基本額の2分の1に相当する額とする。
  - 4～7 ー略ー
- 2 ー略ー